



鳥取県公報

平成 20 年 7 月 11 日 (金)
第 8 0 0 7 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	保安林の指定予定 (11 件) (491~501) (森林保全課) 2 漁業災害補償法による共済契約の締結の申込みに係る同意についての適否の決定 (502) (水産課) 7 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請 (503) (東部総合事務所県民局) 7 障害者自立支援法による指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出 (504) (東部総合事務所福祉保健局) 8
◇ 教委告示	定例教育委員会の招集 (14) (教育総務課) 8
◇ 病院局管理規程	鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程 (7) (総務課) 9
◇ 公 告	保安林の指定施業要件の変更予定に係る森林所有者等への公示による通知 (森林保全課) 10
◇ 調達公告	一般競争入札の実施 (教育委員会教育環境課) 14

告 示

鳥取県告示第 491 号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 30 条の規定により告示する。

平成 20 年 7 月 11 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保安林予定森林の所在場所
鳥取市佐治町高山字宮ノ前1164の1、1165の1、1165の3、1169の1、1169の3、字淵尻宮ノ前803の1、804の1、805の1
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第 492 号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 30 条の規定により告示する。

平成 20 年 7 月 11 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保安林予定森林の所在場所
鳥取市佐治町尾際字フルハタケ 787 の 5、797 の 2
- 2 指定の目的
水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に

供する。)

鳥取県告示第 493 号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 30 条の規定により告示する。

平成 20 年 7 月 11 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保安林予定森林の所在場所
鳥取市佐治町余戸字南和田 781 の 1、781 の 2、字城山 1161、字山尾等毛 835 の 5、835 の 10
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第 494 号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 30 条の規定により告示する。

平成 20 年 7 月 11 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保安林予定森林の所在場所
倉吉市大立字大亀谷 1250 の 5
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び倉吉市役所に備え置いて縦覧に

供する。)

鳥取県告示第 495 号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 30 条の規定により告示する。

平成 20 年 7 月 11 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保安林予定森林の所在場所
倉吉市大立字大亀谷奥 1240 の 1
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第 496 号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 30 条の規定により告示する。

平成 20 年 7 月 11 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保安林予定森林の所在場所
倉吉市大立字大亀谷奥 1246
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第 497 号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 30 条の規定により告示する。

平成 20 年 7 月 11 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保安林予定森林の所在場所
倉吉市大立字大亀谷奥 1245、1248
 - 2 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第 498 号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 30 条の規定により告示する。

平成 20 年 7 月 11 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保安林予定森林の所在場所
八頭郡八頭町水口字血見谷東平 533、字ホソ谷ヨリカクレ畑奥迄 453 の 1、字狸岩上分 452 の 1、字有見奥東平 446 の 2、字有見西平 445 の 1、445 の 2、字有見口 442 の 1、字金毘羅山ヨリ神馬成迄 444 の 5、橋本字彼岸谷 834 の 1、字神馬 834、船岡殿字摩地谷東平 851 の 2、塩上字立畑 411、416、418 の 1、418 の 2
- 2 指定の目的
水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び八頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第 499 号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 30 条の規定により告示する。

平成 20 年 7 月 11 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 保安林予定森林の所在場所

八頭郡智頭町大字大内字河井段 748 の 1、字下河原 5 の 28、大字毛谷字岨ノ谷 314 の 3

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第 500 号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 30 条の規定により告示する。

平成 20 年 7 月 11 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 保安林予定森林の所在場所

東伯郡湯梨浜町大字筒地字津呑谷 579 の 1、585 の 1、600 の 1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、湯梨浜町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び湯梨浜町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第 501 号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 30 条の規定により告示する。

平成 20 年 7 月 11 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 保安林予定森林の所在場所

西伯郡南部町上中谷字大原上 274、字久瀬谷山 275 の 1、276 の 1、277・281・282（以上 3 筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、南部町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び南部町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第 502 号

漁業災害補償法（昭和 39 年法律第 158 号）第 108 条第 5 項において準用する同法第 105 条の 2 第 3 項の規定に基づき発起人から届出のあった次の加入区及び漁業の区分に係る共済契約の締結の申込みに係る同意については、審査した結果同法第 108 条第 2 項に規定する要件に適合すると認めたので、同条第 5 項において準用する同法第 105 条の 2 第 4 項の規定により告示する。

平成 20 年 7 月 11 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

加 入 区	漁 業 の 区 分
鳥取泊加入区	漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業

鳥取県告示第 503 号

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 25 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法

人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第 5 項において準用する同法第 10 条第 2 項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書は、平成 20 年 8 月 20 日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成 20 年 7 月 11 日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

- 1 申請のあった年月日
平成 20 年 6 月 20 日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人十人十色
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
平尾 喜枝
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
鳥取市用瀬町安蔵 991
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は、高齢者・児童・障害者等に対して、社会福祉に関する事業を行い、地域社会貢献に寄与することを目的とする。
- 6 定款の変更事項
事業内容の追加及び変更

鳥取県告示第 504 号

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 46 条第 1 項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から指定障害福祉サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第 51 条の規定により次のとおり告示する。

平成 20 年 7 月 11 日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行っていた事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行っていた事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
株式会社バルセーナ	鳥取市千代水四丁目 1	株式会社バルセーナ	鳥取市千代水四丁目 1	居宅介護、重度訪問介護	平成 20 年 6 月 1 日

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第 14 号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成 20 年 7 月 11 日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 平

- 1 日時 平成 20 年 7 月 15 日 (火) 午前 10 時～
- 2 場所 鳥取市東町一丁目 271 鳥取県庁教育委員会教育委員室
- 3 議題
 - (1) 鳥取県教育委員会指導改善研修教員審査委員会委員の委嘱について
 - (2) その他

病 院 局 管 理 規 程

鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成 20 年 7 月 11 日

鳥取県営病院事業管理者 坂 出 徹

鳥取県病院局管理規程第 7 号

鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程（平成 7 年鳥取県病院局管理規程第 7 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(結核病棟等業務・感染性検査業務手当)</p> <p>第13条 結核病棟等業務・感染性検査業務手当は、次に掲げる場合に支給する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 運転士又は自動車整備士が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。<u>以下「感染症予防法」という。</u>) <u>第21条（第26条において準用する場合を含む。）又は第47条の規定に基づき感染症の患者又は新感染症の所見がある者を自動車で移送する業務に従事したとき。</u></p> <p>(5) <u>職員が感染症予防法第6条第2項、第3項、第7項及び第9項に定める感染症並びに管理者がこれらに相当すると認める感染症の病原体に汚染されている区域において行う患者の看護、当該病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業又は当該区域から患者を移送する業</u></p>	<p>(結核病棟等業務・感染性検査業務手当)</p> <p>第13条 結核病棟等業務・感染性検査業務手当は、次に掲げる場合に支給する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 運転士又は自動車整備士が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）の規定に基づき感染症の患者又は新感染症の所見がある者を自動車で移送する業務に従事したとき。</p>

<p>務（前号の業務を除く。）に従事したとき。</p> <p>2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第 1 号及び第 3 号から第 5 号までの業務職員が業務に従事した日 1 日につき 300 円</p> <p>(2) 略</p> <p>(宿日直手当)</p> <p>第19条 略</p> <p>2 前項に規定する勤務を命ぜられた職員に支給する宿日直手当の額は、<u>同項各号</u>に掲げる勤務に応じ、当該勤務 1 回につき次の各号に掲げる額とする。ただし、勤務時間が 5 時間未満の場合は、当該各号に掲げる額に 100 分の 50 を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 前項第 1 号に規定する宿日直勤務については、2 万円</p> <p>(2) 略</p> <p>3 略</p>	<p>2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第 1 号、<u>第 3 号及び第 4 号</u>の業務職員が業務に従事した日 1 日につき 300 円</p> <p>(2) 略</p> <p>(宿日直手当)</p> <p>第19条 略</p> <p>2 前項に規定する勤務を命ぜられた職員に支給する宿日直手当の額は、<u>前項各号</u>に掲げる勤務に応じ、当該勤務 1 回につき次の各号に掲げる額とする。ただし、勤務時間が 5 時間未満の場合は、当該各号に掲げる額に 100 分の 50 を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 前項第 1 号に規定する宿日直勤務については、2 万円 <u>(第 7 条の規定による管理職手当に係る区分が 1 種又は 2 種の職を占める職員の行うもの</u>にあつては、1 万 2,000 円)</p> <p>(2) 略</p> <p>3 略</p>
--	--

附 則

(施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程（以下「新規程」という。）第 19 条の規定は、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

(手当の内払)

2 新規程第 19 条の規定を適用する場合においては、この規程による改正前の鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の規定に基づいて支給された宿日直手当は、新規程の規定による宿日直手当の内払とみなす。

公 告

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 20 年 7 月 11 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成 20 年 3 月 14 日付鳥取県告示第 160 号）の内容
(告示の内容)

(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

権代 忠敏	西伯郡伯耆町上野字日垣谷 115 の 1
権代 賢	西伯郡伯耆町上野字日垣谷 115 の 28
〃	西伯郡伯耆町上野字日垣谷 116 の 8
権代 忠敏	西伯郡伯耆町上野字日垣谷 116 の 12
松本 達則	西伯郡伯耆町大内字足谷 1043
松本 登	〃
神庭 信夫	〃
井上 博	西伯郡伯耆町福兼字末鎌河原平 325 の 1
田村 吉隆	〃
田村 鹿治	〃
田村 長衛	〃
内藤 久	〃
内藤喜美子	〃
井上 博	西伯郡伯耆町福兼字末鎌河原平 325 の 4
田村 吉隆	〃
田村 鹿治	〃
田村 長衛	〃
内藤 久	〃
井上 博	西伯郡伯耆町福兼字末鎌河原平 325 の 7
田村 吉隆	〃
田村 鹿治	〃
田村 長衛	〃
内藤 久	〃
内藤喜美子	〃
井上 博	西伯郡伯耆町福兼字末鎌河原平 325 の 13
田村 吉隆	〃
田村 鹿治	〃
田村 長衛	〃
内藤 久	〃
下村 秋産	西伯郡伯耆町莊字牛切 1394 の 4
加藤 昌茂	〃

細田 庫寿	〃
森岡 均	〃
森谷 洋一	〃
森田 雅夫	〃
森田 亀男	〃
森田 富枝	〃
森田 文男	〃
森島 茂	〃
川口 作市	〃
倉橋 勝	〃
中野 裕義	〃
長田 好之	〃
長田 和子	〃
木下 正治	〃
木村 昭	〃
松原 哲男	西伯郡伯耆町白水字法定 463
仲村永次郎	西伯郡伯耆町福岡字百田平 898 の 2
車 幸一	西伯郡伯耆町福岡字栃ノ木 900 の 1
〃	西伯郡伯耆町福岡字栃ノ木 900 の 3
安達 タミ	西伯郡伯耆町福岡字竹ノ平ル 2892
安達元太郎	〃
安達実三郎	〃
安達文太郎	〃
住田竹次郎	〃
小平喜宇治	〃
梅田儀三郎	〃
梅田金次郎	〃
梅田幸一郎	〃
安達 守	西伯郡伯耆町福岡字竹ノ平ル 2893
安達 タミ	西伯郡伯耆町福岡字竹ノ平ル 2894
安達元太郎	〃
安達実三郎	〃
安達文太郎	〃

住田竹次郎	〃
小平喜宇治	〃
梅田儀三郎	〃
梅田金次郎	〃
梅田幸一郎	〃
安達 守	西伯郡伯耆町福岡字中倉 2941
中田辰三郎	西伯郡伯耆町畑池字大堤 1667
無格社森脇神社	西伯郡伯耆町畑池字大堤 1669 の 1
権代 実	西伯郡伯耆町金屋谷字ノブシ原 1544 の 1
権代 清人	〃
坂本 茂寿	〃
山本 親男	〃
大橋 暢晏	〃
大橋きよの	〃
大江 光重	〃
谷村 末吉	〃
谷村あきの	〃
中尾 品子	〃
仲村 登	〃
田畑 美朗	〃
内田 絹	〃
矢田貝顕造	〃
矢田貝泰男	〃

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は択伐による。

白水字法定 462 から 468 まで、469 の 13 から 469 の 15 まで、469 の 17、469 の 20 から 469 の 22 まで、527、福島字家ノ上エ 313 の 1

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、伯耆町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び伯耆町役場に

備え置いて縦覧に供する。)

- 3 通知の掲示場所 伯耆町役場
- 4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 6 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 20 年 7 月 11 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 調達件名の名称及び数量

- | | | | |
|---|-----------|-------------------|---------------------------|
| ア | 東部地区県立学校分 | 県立学校校内 LAN 運営支援業務 | 想定派遣延べ時間 11,254 時間(34 か月) |
| イ | 中部地区県立学校分 | 県立学校校内 LAN 運営支援業務 | 想定派遣延べ時間 4,862 時間(34 か月) |
| ウ | 西部地区県立学校分 | 県立学校校内 LAN 運営支援業務 | 想定派遣延べ時間 9,384 時間(34 か月) |

(2) 委託業務の仕様

入札説明書による。

(3) 委託期間

平成 20 年 9 月 1 日から平成 23 年 6 月 30 日まで

(4) 業務場所

入札説明書による。

(5) 入札書の記入方法等

入札は、鳥取県物品電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）による電子入札又は紙入札により、(1)のアからウまでの区分ごとに行うので、電子入札書に入力し、又は入札書に記載する金額は、当該入札の業務に係る 1 人 1 時間当たりの単価（以下「時間単価」という。）とする。

なお、契約に当たっては、電子入札書に入力された金額（紙入札にあつては、入札書に記載された金額）をもって契約金額とし、各月の業務委託料の請求に当たっては、時間単価に当該月に履行した業務実績時間を乗じて得た額に当該額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）により請求するものとするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）の 105 分の 100 に相当する金額を電子入札書に入力し、又は入札書に記載すること。

2 入札参加資格

この入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成 18 年鳥取県告示第 841 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その資格区分が役務の情報処理サービスに登録されている者であること。
なお、この一般競争入札に参加を希望する者であつて、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格審査の申請書類を平成 20 年 7 月 22 日（火）午後 5 時までに 4 の(3)の場所に提出すること。
- (3) この公告に示した業務を遂行できる者であること。
- (4) 平成 20 年 7 月 11 日（金）から同年 8 月 20 日（水）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付第 157 号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措

置を受けていない者であること。

3 契約担当部局

鳥取県総務部庶務集中局集中業務課

4 入札手続等

(1) 入札手続に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部庶務集中局集中業務課契約担当

電話 0857-26-7431 又は 7432

電子メール b_denshichoutatsu@pref.tottori.jp

(2) 委託業務の仕様に関する問い合わせ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目271番地

鳥取県教育委員会事務局教育環境課

電話 0857-26-7698

(3) 競争入札参加資格審査の申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部庶務集中局集中業務課物品調達担当

電話 0857-26-7433

(4) 入札説明書の入手方法

ア 交付期間及び交付時間

平成 20 年 7 月 11 日（金）から同月 23 日（水）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）の午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで。

イ 交付場所

(1)に同じ。

(5) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展扱いとすること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）により、(1)の場所に送付すること。

(6) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時

平成 20 年 8 月 11 日（月）午前 11 時から同月 20 日（水）正午まで（ただし、郵便等による入札書の受領期限は、平成 20 年 8 月 19 日（火）午後 5 時までとする。）

イ 開札日時

平成 20 年 8 月 20 日（水）午後 1 時

ウ 場所

(1)に同じ

5 入札参加者に要求される事項

(1) 電子入札による場合は、電子調達システムの操作マニュアル記載の方法によること。

(2) 紙入札による場合は、入札書に件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(3) この一般競争入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成 20 年 8 月 4 日（月）午後 5 時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額に 1 の (1) で定める想定派遣延べ時間を乗じて得た金額の 100 分の 5 以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則 (昭和 39 年鳥取県規則第 11 号。以下「会計規則」という。) 第 124 条において準用する会計規則第 113 条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則 (平成 7 年鳥取県規則第 106 号。以下「調達手続特例規則」という。) 第 13 条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱 (昭和 40 年 1 月 30 日付発出第 36 号) 第 5 条第 1 項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額に 1 の (1) で定める想定派遣延べ時間を乗じて得た金額に当該額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額 (1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。) の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第 113 条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第 17 条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2 の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を遂行できると判断した入札者であって、会計規則第 127 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) The information processing specialist dispatch business is consigned.

(2) Time-limit for submission of documents for qualification confirmation: 5:00PM. 4, August, 2008

(3) Time-limit for submission of tenders : 12:00AM. 20, August, 2008

(4) Time-limit for submission of tenders by registered mail : 5:00PM. 19, August, 2008:

(5) Contact Point for the notice : Office of Procurement Services Bureau of Finances and Accounts
General Affairs Department Tottori Prefectural Government 1-220 Higashi-machi Tottori-shi 680-8570
Japan TEL : 0857-26-7431, 7432 or 7433